

--

奈良市の情報公開・個人情報保護 ・特定個人情報保護

平成30年度運用状況報告書

奈良市総務部総務課

目 次

【情報公開制度】

1	情報公開制度のあらまし	2
2	行政文書開示制度の概要	2
	(1) 行政文書開示制度を実施する機関	
	(2) 開示の対象となる行政文書	
	(3) 開示請求	
	(4) 開示請求の方法	
	(5) 開示請求に対する決定及び方法	
	(6) 不開示情報	
	(7) 不服申立て	
	(8) 奈良市情報公開審査会	
	(9) 会議の公開	
	(10) 指定管理者の情報公開	
	(11) 適用外行政文書の任意開示	
3	情報公開制度の運用状況	4
	(1) 利用の状況	
	(2) 開示請求等の処理状況	
	(3) 平成30年度実施機関別の処理状況	
	(4) 任意開示の申出	
	(5) 請求等の内容の種類別件数	
	(6) 不服申立ての状況	
	(7) 奈良市情報公開審査会の開催状況	
	(8) 奈良市情報公開審査会委員名簿	

【個人情報保護制度】

1	個人情報保護制度のあらまし	9
2	個人情報保護制度の概要	9
	(1) 個人情報とその保護	
	(2) 実施機関が取り扱う個人情報の保護	
	(3) 実施機関が取り扱う個人情報の開示	
	(4) 実施機関が取り扱う個人情報の訂正	
	(5) 実施機関が取り扱う個人情報の利用停止	
	(6) 実施機関が取り扱う個人情報の不服申立て	

(7)	奈良市個人情報保護審議会	
(8)	事業者等が取り扱う個人情報の保護	
(9)	出資法人の個人情報の保護	
(10)	罰 則	
3	個人情報保護制度の運用状況	14
(1)	個人情報・特定個人情報ファイル簿の件数	
(2)	開示請求等の処理状況	
(3)	平成30年度実施機関別の処理状況	
(4)	請求等の内容の種類別件数	
(5)	口頭による開示請求	
(6)	不服申立ての状況	
(7)	奈良市個人情報保護審議会の開催状況	
(8)	奈良市個人情報保護審議会委員名簿	

【特定個人情報保護制度】

1	特定個人情報保護制度のあらまし	20
2	特定個人情報保護制度の概要	20
(1)	特定個人情報とその保護	
(2)	実施機関が取り扱う特定個人情報の保護	
(3)	実施機関が取り扱う特定個人情報の開示	
(4)	実施機関が取り扱う特定個人情報の訂正	
(5)	実施機関が取り扱う特定個人情報の利用停止	
(6)	実施機関が取り扱う特定個人情報の不服申立て	
(7)	奈良市個人情報保護審議会	
(8)	出資法人の特定個人情報の保護	
3	特定個人情報保護制度の運用状況	23

【情報公開制度】

1 情報公開制度のあらまし

情報公開制度の意義と目的

奈良市では、平成10年4月1日から施行していましたが奈良市情報公開条例を平成19年12月に全部改正し、「知る権利」と「説明責任」を目的規定に明記した、新しい奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）を平成20年4月1日から施行しています。新条例では条例第1条で、「この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定めることにより、市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市の諸活動を市民に説明する責務を全うし、市政に対する市民の信頼を確保し、公正で開かれた市政を推進することを目的とする。」と定め、その目的を明らかにしています。なお、奈良市では平成24年3月に奈良市情報公開条例の一部改正を行い、権利の濫用条項を加え、また実施機関に議会を追加し、平成24年4月1日から施行しています。

情報公開制度は、統計書、報告書、計画書、手引書その他市政に関する刊行物や市民生活に関係が深い情報を自主的・能動的に提供する情報提供制度と、みなさんの求めに応じて行政文書を開示する行政文書開示制度からなっています。

奈良市では、市のホームページやしみんだよりでの公表のほか行政資料コーナーでの行政資料の提供や「行政資料一覧表及び法令等の規定による閲覧等」等により、各課が保有している情報についての案内に努めています。また、行政文書開示制度は、奈良市が保有している行政文書をみなさんの求めに応じて、原則開示の視点から、開示するかどうかの判断を行い、積極的な開示を行っています。

2 行政文書開示制度の概要

(1) 行政文書開示制度を実施する機関 【条例第2条第1号】

行政文書開示制度を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会です。

(2) 開示の対象となる行政文書 【条例第2条第2号、附則第2項】

平成10年4月1日以後に当該実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書等で、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものが対象になります。また、行政文書の記録媒体の範囲は、文書、図画、フィルム及び電磁的記録です。

(3) 開示請求 【条例第5条】

どなたでも、実施機関に対し、行政文書の開示を請求することができます。

(4) 開示請求の方法 【条例第6条】

行政文書の開示を請求しようとする方は、実施機関に対し、開示請求書を総合窓口（市役所北棟5階総務課内）に提出していただく必要があります。

(5) **開示請求に対する決定及び方法** 【条例第11条、第12条、第13条、第15条】

開示、不開示等の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に決定し、通知します。なお、15日以内に決定できないやむを得ない理由があるときは、その期間を延長することがあります。また、行政文書を開示する場合は、やむを得ない理由があるときを除き、原則として原本を見ていただきます。

(6) **不開示情報** 【条例第7条各号】

開示請求のあった行政文書は、原則として開示されますが、その例外として、次に掲げる情報の部分は開示することができません。

- (ア) 法令秘に関する情報 【条例第7条第1号】
- (イ) 個人に関する情報 【条例第7条第2号】
- (ウ) 法人等に関する情報 【条例第7条第3号】
- (エ) 公共の安全等に関する情報 【条例第7条第4号】
- (オ) 審議、検討又は協議に関する情報 【条例第7条第5号】
- (カ) 事務事業に関する情報 【条例第7条第6号】

(7) **不服申立て** 【行政不服審査法、条例第3章各条】

開示決定等又は開示請求に係る不作為について不服があるときは、審査庁に対して審査請求ができます。開示決定等を行った実施機関とは異なる部署が審査庁となり、第三者で構成する奈良市情報公開審査会に諮問し、その答申を尊重して、裁決を行うこととなります。

(8) **奈良市情報公開審査会** 【条例第21条】

審査請求があった場合に、審査庁の諮問に応じて調査審議を行うほか、その他情報公開に関する重要事項について、調査審議し、及び建議するため、奈良市情報公開審査会を設置しています。

(9) **会議の公開** 【条例第29条】

市に設置する附属機関及びこれに類する機関の会議は、個人に関する情報などを審議する場合等以外は、原則として公開します。

(10) **指定管理者の情報公開** 【条例第31条】

指定管理者の情報公開について、必要な措置を講じるよう指導するとともに、実施機関が保有していない公の施設の文書等については、当該公の施設を管理している指定管理者にその文書等（平成20年4月1日以後に作成等したもの）の提出を求めるものとします。

(11) **適用外行政文書の任意開示** 【附則第6項】

条例では、平成10年4月1日以降に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した行政文書が対象となりますが、平成10年3月31日以前の行政文書については、可能な限り開示に応じるよう努めています。

3 情報公開制度の運用状況

(1) 利用の状況

(単位：人)

年 度	開示制度		合 計
	開示請求	任意開示の申出	
平成26年度	213	18	231
平成27年度	149	17	166
平成28年度	214	15	229
平成29年度	178	11	189
平成30年度	146	18	164

(2) 開示請求等の処理状況

(単位：件)

区 分		開 示	部分開示	不開示	拒 否	却下 不存在	取下げ等	合 計
28 年 度	請 求	52	123	2	1	11	25	214
	申 出	8	4	0	0	3	0	15
	計	60	127	2	1	14	25	229
29 年 度	請 求	40	93	1	0	8	36	178
	申 出	2	8	0	0	0	1	11
	計	42	101	1	0	8	37	189
30 年 度	請 求	26	81	1	2	9	27	146
	申 出	8	8	0	0	2	0	18
	計	34	89	1	2	11	27	164

(3) 平成30年度実施機関別の処理状況

(単位：件)

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市 長	17	69	1	2	6	0	19	114
公営企業管理者	5	2	0	0	1	0	1	9
消 防 長	0	0	0	0	0	0	2	2
教 育 委 員 会	4	8	0	0	2	0	4	18
選挙管理委員会	0	1	0	0	0	0	0	1
公 平 委 員 会	0	0	0	0	0	0	0	0
監 査 委 員	0	0	0	0	0	0	0	0
農 業 委 員 会	0	0	0	0	0	0	1	1
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	0	0	0
議 会	0	1	0	0	0	0	0	1
計	26	81	1	2	9	0	27	146

(4) 任意開示の申出

(単位：件)

実施機関	処 理 状 況						取下げ等	合計
	開示	部分開示	不開示	拒否	不存在	却下		
市 長	8	6	0	0	1	0	0	15
公営企業管理者	0	1	0	0	1	0	0	2
消 防 長	0	1	0	0	0	0	0	1
計	8	8	0	0	2	0	0	18

(5) 請求等の内容の種類別件数

(単位：件)

	内容の種類	平成29年度	平成30年度
1	公金支出	14	11
2	契約・入札・工事関係	28	24
3	医療	1	1
4	生活環境	34	11
5	許認可	6	2
6	都市計画	45	73
7	社会福祉	11	11
8	教育	8	11
9	農林・商工	2	1
10	安全	6	1
11	服務	13	6
12	その他	21	12
	計	189	164

(6) 不服申立ての状況

(単位：件)

年 度	処理状況				取下げ等	合 計
	却下	棄却	一部認容	認容		
平成28年度	0	5	0	0	0	5
平成29年度	0	2	0	0	0	2
平成30年度	0	1	0	1	0	2

(7) 奈良市情報公開審査会の開催状況

審査会	開 催 日	審 議 内 容
第1回	平成30年7月30日	諮問行文第30-1号事案に関する審議
第2回	平成30年8月31日	諮問行文第30-1号事案に関する審議 諮問行文第30-2号事案に関する審議
第3回	平成30年9月21日	諮問行文第30-1号事案に関する審議 諮問行文第29-2号事案に関する答申確定
第4回	平成30年11月1日	諮問行文第30-1号事案に関する答申案の審議

(8) 奈良市情報公開審査会委員名簿

氏 名	役 職 名	備 考
杵 崎 のり子	奈良学園大学客員教授	
佐 野 隆	帝塚山大学教授	会 長
藤 次 芳 枝	弁 護 士	職務代理者
戸 城 杏 奈	弁 護 士	
浜 口 廣 久	弁 護 士	

個人情報保護制度

1 個人情報保護制度のあらまし

個人情報保護制度の意義と目的

市では、市民のみなさんの個人情報をさまざまな形で保有しています。情報化の進展によって、これらの情報を短時間で大量に処理することができるようになり、市民サービスの向上に役立っている反面、その取扱いによってはプライバシーなど個人の権利や利益を侵害するおそれもあります。

そこで、市民のみなさんの個人情報をこれまで以上に保護するためのルールとして、本市では、平成14年に奈良市個人情報保護条例を施行し、個人情報の保護を図ってきました。そして、その間に、情報通信技術の発展と、個人情報の保護に関する法律等が施行され、個人情報に対する関心がますます高まってきました。こうした中、奈良市個人情報保護条例を平成21年12月に全部改正し、新しい奈良市個人情報保護条例（平成21年奈良市条例第51号）を平成22年4月1日から施行しています。また、本市では平成24年12月に奈良市個人情報保護条例の一部改正を行い、実施機関に議会を追加し、平成25年4月1日から施行しています。

この条例は、個人情報の適正な取扱いに関し基本的な事項を定めるとともに、実施機関が保有する個人情報の開示、訂正、利用停止を請求する権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護することを目的としています。

2 個人情報保護制度の概要

(1) 個人情報とその保護

ア 個人情報保護制度を実施する機関 【条例第2条第1号】

個人情報保護制度を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会及び議会です。

イ 対象となる個人情報 【条例第2条第2号】

この条例では、個人情報の範囲を、「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」をいいます。これは、死者が自己情報の開示請求等の権利を行使し得ないことなどから、「生存する個人」に限定していますが、死者に関する情報についても、生存する者と同様に適切に取り扱う必要があります。

また、この条例の対象となる個人情報は、「市が保有している個人情報」（保有個人情報）になります。保有個人情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいいます。ただし、この保有個人情報は、行政文書（文書、図画、フィルム及び電磁的記録）に記録されたものに限られます。したがって、職員の個人的な備忘的なメモ等に記録されている個人情報は、保有個人情報に当たりません。

なお、民間事業者が保有している個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）によって、国が保有している個人情報については行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）によって、その保護が図られています。

ウ 個人情報ファイル 【条例第2条第4号】

保有個人情報を含む情報の集合物であって、電子計算機処理ファイル（特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの）とマニュアル処理ファイル（電子計算機による処理は行わないが、氏名、生年月日その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの）とに区分され、この個人情報ファイルは、一定の条件を満たすものについて、そのファイルにどのような個人情報が記録されているのかを個人情報ファイル簿に登録して、一般に公表するものとします。

エ 実施機関、事業者及び市民の責務 【条例第3条、第4条、第5条】

実施機関と事業者、市民には、それぞれに個人情報の保護に関する責務規定が設けられています。

(2) 実施機関が取り扱う個人情報の保護

ア 個人情報の取扱い

(ア) 収集の制限 【条例第6条】

実施機関は、個人情報を収集するときは、利用目的を明確にし、必要かつ最小限の範囲内で、原則として本人から収集します。なお、思想、信条及び信教並びに人種、民族、犯罪歴その他社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報は、原則として収集しません。

(イ) 利用の制限 【条例第7条】

実施機関は、当該実施機関内部で利用目的の範囲を超えた保有個人情報の利用を原則として行いません。

(ウ) 外部提供の制限 【条例第8条】

実施機関は、利用目的の範囲を超えた当該実施機関以外のものへの保有個人情報の提供を原則として行いません。

(エ) 適正な維持管理 【条例第9条】

保有個人情報は、利用目的に必要な範囲内で正確で最新のものに保ち、紛失などの事故防止のために必要な措置を講じます。また、必要のなくなった個人情報は、速やかに廃棄し、又は消去します。

(オ) 電子計算機の結合の制限 【条例第10条】

実施機関は、本市以外のものと電子計算機を結合して保有個人情報の電子計算機処理を原則として行いません。

(カ) 委託に伴う措置等 【条例第11条】

実施機関は、個人情報の取扱いを伴う事務の委託をしようとするときは、当該委託契約に、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければなりません。また、指定管理者に公の施設の管理を行わせようとするときは、当該管理に係る協定に、個人情報の保護のために必要な措置を講じなければなりません。

受託者と指定管理者には、個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じる義務があり、当該従事者又は従事者であった者は、その事務又は業務に関して知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

(キ) 職員等の義務 【条例第12条】

実施機関の職員又は職員であった者についても、職務上知り得た個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

(ク) 個人情報ファイル簿の作成及び公表 【条例第13条】

実施機関は、当該実施機関が保有している個人情報ファイルについて、その名称、利用目的、記録項目、記録範囲などの事項を記載した個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。なお、専ら試験的な電子計算機処理に使う個人情報ファイルや一定規模以下の個人情報ファイルについては、除かれます。

(3) 実施機関が取り扱う個人情報の開示

ア 開示請求等 【条例第14条】

どなたでも、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができます。ただし、病気、障がいや遠隔地等により窓口で手続をすることが困難な場合においては、郵送による請求ができます。

未成年者又は成年被後見人の法廷代理人等が本人に代わって開示の請求をすることもできます。

イ 開示請求の方法 【条例第15条】

個人情報の開示を請求しようとする方は、実施機関に対し、開示請求書を総合窓口へ提出していただくことが必要です。その際、本人を証明する顔写真付の公的証明書の提示をしていただくこととなります。郵送による開示請求の場合は、これらの文書の写しの添付を求め確認を行うこととなります。

法廷代理人等の方が請求される場合も、法廷代理人等が確認できる証明書等の提示が必要です。

ウ 開示請求に対する決定及び方法 【条例第20条、第21条、第22条、第24条】

開示、不開示等の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に決定し、通知します。なお、15日以内に決定できないやむを得ない理由があるときは、その期間を延長することがあります。やむを得ない理由があるときを除き、原則として原本を見ていただきます。

エ 不開示情報 【条例第16条各号】

開示請求のあった保有個人情報は、原則として開示されますが、開示することにより、開示請求者以外の個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共安全、行政事務の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等が含まれた保有個人情報は開示をしないことがあります。この不開示情報は、次のとおりです。

(ア) 法令秘に関する情報 【条例第16条第1号】

(イ) 開示請求者の生命等に関する情報 【条例第16条第2号】

(ウ) 開示請求者以外の個人に関する情報 【条例第16条第3号】

- (エ) 法人等に関する情報 【条例第16条第4号】
- (オ) 公共の安全等に関する情報 【条例第16条第5号】
- (カ) 審議、検討又は協議に関する情報 【条例第16条第6号】
- (キ) 事務事業に関する情報 【条例第16条第7号】
- (ク) 未成年者等に関する情報 【条例第16条第8号】

(4) 実施機関が取り扱う個人情報の訂正

ア 訂正請求 【条例第27条、第28条】

どなたでも、既に開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報の内容が事実でないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の訂正を請求することができます。個人情報の開示請求と同様に、郵送での訂正請求もできます。

イ 訂正請求に対する措置 【条例第30条、第31条、第32条】

訂正、不訂正等の決定（以下「訂正決定等」という）は、訂正請求があった日から起算して30日以内に決定し、通知します。なお、30日以内に決定できないやむを得ない理由があるときは、期間を延長することがあります。

(5) 実施機関が取り扱う個人情報の利用停止

ア 利用停止請求 【条例第34条、第35条】

どなたでも、既に開示を受けた、自己を本人とする保有個人情報が適正に維持管理等されていないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有個人情報を保有する実施機関に対し、当該保有個人情報の利用停止を請求することができます。個人情報の開示請求と同様に、郵送での利用停止請求もできます。

イ 利用停止請求に対する措置 【条例第37条、第38条、第39条】

利用停止、利用不停止等の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があった日から起算して30日以内に決定し、通知します。なお、30日以内に決定できないやむを得ない理由があるときは、期間を延長することがあります。

(6) 実施機関が取り扱う個人情報の不服申立て 【行政不服審査法、条例第2章第5節各条】

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為について不服があるときは、実施機関に対して審査請求ができます。開示決定等を行った実施機関とは異なる部署が審査庁となり、第三者で構成する奈良市個人情報保護審議会に諮問し、その答申を尊重し、裁決を行うこととなります。

(7) 奈良市個人情報保護審議会 【条例第43条】

審査請求があった場合に、審査庁の諮問に応じて調査審議を行うほか、その他個人情報の保護に関する重要事項について、調査審議し、及び建議するため、奈良市個人情報保護審議会を設置しています。

(8) 事業者等が取り扱う個人情報の保護

ア 事業者の責務 【条例第4条】

事業者は、個人情報を取り扱うときは、個人の権利利益を侵害することのないよう努めるとともに、市の施策に協力しなければなりません。

イ 事業者が取り扱う個人情報の保護 【条例第52条】

事業者の個人情報の取扱いに関し、実施機関が当該事業者に対し、指導及び助言を行うことができ、事業者が個人情報を不適正に取り扱っている疑いがあると認めるとき等には、説明又は資料の提出を求め、必要な勧告又は公表ができます。

(9) 出資法人の個人情報の保護 【条例第53条】

市が出資する法人等についても、個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努めなければなりません。

出資法人の個人情報の取扱いに関し、実施機関は出資法人に対し、指導に努めるようにします。

(10) 罰則 【条例第5章各条】

実施機関の職員又は委託業者等の従業員等が、正当な理由なく個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したり、その事務又は業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときなどには、罰則の適用があります。

3 個人情報保護制度の運用状況

(1) 個人情報・特定個人情報ファイル簿の件数

実施機関	件数
市長	143
公営企業管理者	5
消防長	7
教育委員会	14
選挙管理委員会	1
公平委員会	0
監査委員	0
農業委員会	1
固定資産評価審査委員会	0
議 会	0
計	171

(2) 開示請求等の処理状況

(単位：件)

年度	書面による開示請求					口頭による開示請求件数
	処 理 状 況				合計	
	開示	部分開示	不開示	取下げ等		
平成28年度	23	7	0	6	36	1,162
平成29年度	15	19	1	4	39	1,073
平成30年度	18	29	0	1	48	1,150

(単位：件)

年度	訂 正 請 求				
	処 理 状 況			取下げ	合 計
	訂 正	部分訂正	不 訂 正		
平成28年度	0	0	0	0	0
平成29年度	0	0	0	0	0
平成30年度	0	0	0	0	0

備考 いずれの年度において、利用停止請求（目的外利用、外部提供、消去等）はありませんでした。

(3) 平成30年度実施機関別の処理状況

(単位：件)

実施機関	書面による開示請求					口頭による 開示請求数
	処 理 状 況				合計	
	開示	部分開示	不開示	取下げ等		
市長	12	24	0	1	37	328
公営企業管理者	1	1	0	0	2	—
消防長	4	2	0	0	6	—
教育委員会	1	2	0	0	3	822
選挙管理委員会	0	0	0	0	0	—
公平委員会	0	0	0	0	0	—
監査委員	0	0	0	0	0	—
農業委員会	0	0	0	0	0	—
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0	—
議 会	0	0	0	0	0	—
計	18	29	0	1	48	1150

(単位：件)

実施機関	訂 正 請 求				
	処 理 状 況			取下げ	合 計
	訂 正	部分訂正	不 訂 正		
市長	0	0	0	0	0
水道事業管理者	0	0	0	0	0
消防長	0	0	0	0	0
教育委員会	0	0	0	0	0
選挙管理委員会	0	0	0	0	0
公平委員会	0	0	0	0	0
監査委員	0	0	0	0	0
農業委員会	0	0	0	0	0
固定資産評価審査委員会	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

備考 利用停止請求（目的外利用、外部提供、消去等）はありませんでした。

(4) 請求等の内容の種類別件数
～書面による開示請求等～

(単位：件)

内容の種類	平成29年度	平成30年度
住民票の写し又は戸籍謄抄本の発行状況	5	16
診療報酬明細書等	8	7
介護等に関する情報	8	10
消防救急出動に関する情報	2	2
消防火災出動に関する情報	3	4
その他	13	9
合計	39	48

(5) 口頭による開示請求

(単位：件)

内容の種類	平成29年度	平成30年度
職員採用試験に関する情報	151	314
学校教員採用候補者選考試験に関する情報	0	3
各教科の学習の記録に関する情報	528	478
市立一条高等学校入学者選抜に関する情報	375	341
奈良市立看護専門学校入学者選考試験	19	14
合計	1,073	1,150

(6) 不服申立ての状況

(単位：件)

年度	処理状況				取下げ等	合計
	却下	棄却	一部認容	認容		
平成28年度	0	0	0	2	0	2
平成29年度	0	2	0	0	0	2
平成30年度	0	0	0	0	0	0

(7) 奈良市個人情報保護審議会の開催状況

審査会	開催日	審議内容
第1回	平成30年7月19日	<p>諮問個情第29-4号事案に関する審議 校務系・教育系システム更新に係る電子計算機の統合について</p> <p>諮問個情第29-7号事案に関する審議 児童虐待のデータ分析について</p> <p>諮問個情第30-1号事案に関する審議 SNS相談運用・構築事業及びSNSいじめ相談・報告体制構築事業について</p>
第2回	平成30年8月22日	<p>諮問個情第29-4号事案に関する審議</p> <p>諮問個情第29-7号事案に関する答申確定</p> <p>諮問個情第30-1号事案に関する答申確定</p>
第3回	平成30年10月25日	<p>諮問個情第30-2号事案に関する審議 健康増進法に基づく各種検診のデータ分析に係る情報提供について</p> <p>諮問個情第30-3号事案に関する審議 情報システム「なら子どもサポートネット」のクラウド化に係る電子計算機の結合について</p> <p>諮問個情第30-4号事案に関する審議 学校諸費用口座振替に係る電子計算機の結合について</p>
第4回	平成30年11月22日	<p>諮問個情第30-5号事案に関する審議を行い、答申案の方向性を決定 情報システム「なら子どもサポートネット」のクラウド化に係る電子計算機の結合について</p> <p>諮問個情第30-6号事案に関する審議を行い、答申案の方向性を決定 園諸費用口座振替に係る電子計算機の結合について</p> <p>諮問個情第30-7号事案の諮問内容の概要説明 奈良市放課後児童健全育成事業施設昼食提供事業の電子申請システムに係る電子計算機の結合について</p> <p>諮問個情第30-3号事案に関する答申案の確定</p> <p>諮問個情第30-4号事案に関する答申案の確定</p>
第5回	平成30年12月25日	<p>諮問個情第30-5号事案の答申案の確定</p> <p>諮問個情第30-6号事案の答申案の確定</p> <p>諮問個情第30-7号事案の諮問内容の概要説明</p>
第6回	平成31年1月30日	<p>「住民基本台帳事務」における特定個人情報保護評価書の第三者点検について、諮問内容の概要説明</p> <p>「市税等に関する賦課徴収事務」における特定個人情報保護評価書の第三者点検について、諮問内容の概要説明</p> <p>諮問個情第30-7号事案の答申案の確定</p>

第7回	平成31年2月21日	「住民基本台帳事務」における特定個人情報保護評価書の第三者点検について、点検結果の内容を確定 「市税等に関する賦課徴収事務」における特定個人情報保護評価書の第三者点検について、点検結果の内容を確定 諮問個情第30-2号事案に関する審議
第8回	平成31年3月27日	諮問個情第30-2号事案に関する審議、当該事案を承認する答申案の方向性を決定

(8) 奈良市個人情報保護審議会委員名簿

氏名	役職名	備考
荒牧裕一	大和大学准教授	
川村容子	弁護士	会長
杵崎のり子	奈良学園大学客員教授	
佐々木育子	弁護士	職務代理者
浜口廣久	弁護士	

特定個人情報保護制度

1 特定個人情報保護制度のあらまし

特定個人情報保護制度の意義と目的

国では、公正・公平な社会の実現と、国民の利便性の向上、行政の効率化を図る為に、平成25年5月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」という。）を制定し、平成28年10月から住民票を有するすべての個人に個人番号を付番することになりました。この個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報といいます。

奈良市におきましても、税情報や福祉利用情報などの個人情報を迅速かつ正確に把握し、行政手続を適正に、かつ迅速に行う為に、番号利用法第2条第10項に基づく個人番号利用事務を実施するにあたって、収集した特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を適正に保管し、利用することで、市民サービスの向上に役立たせております。その反面、取扱いによってはプライバシーなど個人の権利や利益を侵害するおそれもあります。

そこで、市民のみなさんの特定個人情報を保護するためのルールとして、本市では、平成27年10月5日に奈良市特定個人情報保護条例（平成27年奈良市条例第30号）を施行し、特定個人情報の保護を図っています。

この条例は、特定個人情報の適正な取扱いに関し基本的な事項を定めるとともに、実施機関が保有する保有特定個人情報の開示、訂正、利用停止の請求をする権利を明らかにすることにより、市政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、特定個人情報の安全かつ適正な取扱いを図ることを目的としています。

2 特定個人情報保護制度の概要

(1) 特定個人情報とその保護

ア 特定個人情報保護制度を実施する機関 【条例第2条第1号】

特定個人情報保護制度を実施する機関（以下「実施機関」という。）は、市長、公営企業管理者、消防長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会及び議会です。

イ 対象となる特定個人情報 【条例第2条第4号】

この条例では、特定個人情報の範囲を、「生存する個人の個人番号を含む個人情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」をいいます。これは、死者が自己情報の開示請求等の権利を行使し得ないことなどから、「生存する個人」に限定していますが、死者に関する情報についても、生存する者と同様に適切に取り扱う必要があります。

また、この条例の対象となる特定個人情報は、「市が保有している特定個人情報」（保有特定個人情報）になります。保有特定個人情報は、「実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した特定個人情報であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているもの」をいいます。ただし、この保有特定個人情報は、行政文書（文書、図画、

フィルム及び電磁的記録)に記録されたものに限られます。したがって、職員の個人的な備忘的なメモ等に記録されている特定個人情報、保有特定個人情報に当たりません。

国や民間事業者等が取り扱う特定個人情報については番号利用法にその内容が定められています。ただし、本人の同意があっても、第三者への提供は認められません。

ウ 特定個人情報ファイル 【条例第2条第5号】

保有特定個人情報を含む情報の集合体であって、電子計算機処理ファイル(保有特定個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの)とマニュアル処理ファイル(電子計算機による処理は行わないが、氏名、生年月日その他の記述等により保有特定個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの)とに区分され、この特定個人情報ファイルは、一定の条件を満たすものについて、そのファイルにどのような特定個人情報が記録されているのかを特定個人情報ファイル簿に登録して、一般に公表するものとしします。

エ 実施機関、事業者及び市民の責務 【条例第3条、第4号、第5号】

実施機関と事業者、市民には、それぞれに特定個人情報の保護に関する責務規定が設けられています。

(2) 実施機関が取り扱う特定個人情報の保護

ア 特定個人情報の取扱い

(ア) 収集の制限 【条例第6条】

実施機関は、地方税の特別徴収に関する事務など番号利用法第19条に該当する場合を除き、特定個人情報は収集しません。

(イ) 保有の制限 【条例第7条】

実施機関は、番号利用法又は条例で定める事務のために必要な場合に限り、利用目的をできる限り特定して、保有することができます。

(ウ) 利用目的の明示 【条例第8条】

実施機関は、本人から特定個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示しなければなりません。

(エ) 適正な維持管理 【条例第9条】

実施機関の保有する特定個人情報の管理が適正に行われないうことにより個人の権利利益の侵害や適正な行政執行が阻害される事態が生じないように、実施機関に対して保有特定個人情報の正確性や最新性を確保させるとともに、不必要になった保有個人情報は速やかに廃棄又は消去しなければなりません。

(オ) 利用の制限 【条例第10条】

実施機関は、利用目的の範囲を超えた保有特定個人情報の利用は行いません。

(カ) 外部提供の制限 【条例第11条】

実施機関は、地方税の特別徴収に関する事務など番号利用法第19条に該当する場合を除き、特定個人情報は外部に提供しません。

(キ) 委託に伴う措置等 【条例第12条、第13条】

実施機関が特定個人情報の取扱いを伴う事務を、実施機関以外の者に委託をしようとする

とき又は指定管理者に公の施設を行わせるようにするときは、特定個人情報の適正な管理のため、実施機関は必要な措置を講じなければなりません。

受託者と指定管理者には、特定個人情報の適切な取扱いを確保するための措置を講じる義務があり、当該従事者又は従事者であった者は、その事務又は業務に関して知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

また、特定個人情報を取扱いを伴う事務について再委託をする場合は、実施機関の許可を得なければならず、再委託以降の全ての段階における委託についても、委託者と同等の義務が課せられます。

(ク) 職員等の義務 【条例第14条】

実施機関の職員又は職員であった者についても、職務上知り得た特定個人情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはなりません。

(ケ) 特定個人情報ファイル簿の作成及び公表 【条例第15条】

実施機関は、当該実施機関が保有している特定個人情報ファイルについて、その名称、利用目的、記録項目、収集方法などの事項を記載した特定個人情報ファイル簿を作成し、公表しなければなりません。なお、専ら試験的な電子計算機処理に使う特定個人情報ファイル等は除かれます。

(3) 実施機関が取り扱う特定個人情報の開示

ア 開示請求等 【条例第16条、第17条】

どなたでも、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する自己を本人とする保有特定個人情報の開示を請求することができます。ただし、病気、障がいや遠隔地等により窓口で手続きをすることが困難な場合は、郵送による開示請求ができます。

イ 不開示情報 【条例第18条各号】

開示請求のあった保有特定個人情報は、原則として開示されますが、開示することにより、開示請求者以外の個人又は法人等の正当な利益を害したり、公共の安全、行政事務の適正な遂行等に支障を及ぼすもの等が含まれた保有個人情報は開示をしないことがあります。この不開示情報は、次のとおりです。

(ア) 法令秘に関する情報 【条例第18条第1号】

(イ) 開示請求者の生命等に関する情報 【条例第18条第2号】

(ウ) 開示請求者以外の個人に関する情報 【条例第18条第3号】

(エ) 法人等に関する情報 【条例第18条第4号】

(オ) 公共の安全等に関する情報 【条例第18条第5号】

(カ) 審議、検討又は協議に関する情報 【条例第18条第6号】

(キ) 事務事業に関する情報 【条例第18条第7号】

(ク) 未成年者等に関する情報 【条例第18条第8号】

ウ 開示請求に対する措置 【条例第22条、第23条、第24条、第26条】

開示、不開示等の決定（以下「開示決定等」という。）は、開示請求があった日から起算して15日以内に決定し、通知します。なお、15日以内に決定できないやむを得ない理由があるときは、期間を延長することがあります。また、保有特定個人情報を開示する場合は、やむ

を得ない理由があるときを除き、原則として原本を見ていただきます。

(4) 実施機関が取り扱う特定個人情報の訂正

ア 訂正請求 【条例第28条、第29条】

どなたでも、既に開示を受けた、自己を本人とする保有特定個人情報の内容が事実でないと
思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有する実施機関
に対し、当該保有特定個人情報の訂正を請求することができます。特定個人情報の開示請求と
同様に、郵送での訂正請求もできます。

イ 訂正請求に対する措置 【条例第31条、第32条、第33条】

訂正、不訂正等の決定（以下「訂正決定等」という。）は、訂正請求があった日から起算し
て30日以内に決定し、通知します。なお、30日以内に決定できないやむを得ない理由があ
るときは、期間を延長することがあります。

(5) 実施機関が取り扱う特定個人情報の利用停止

ア 利用停止請求 【条例第35条、第36条】

どなたでも、既に開示を受けた、自己を本人とする保有特定個人情報が適正に維持管理等さ
れていないと思料するときは、この条例の定めるところにより、当該保有特定個人情報を保有
する実施機関に対し、当該保有特定個人情報の利用停止を請求することができます。特定個人
情報の開示請求と同様に、郵送での利用停止請求もできます。

イ 利用停止請求に対する措置 【条例第38条、第39条、第40条】

利用停止、利用不停止等の決定（以下「利用停止決定等」という。）は、利用停止請求があ
った日から起算して30日以内に決定し、通知します。なお、30日以内に決定できないやむ
を得ない理由があるときは、期間を延長することがあります。

(6) 実施機関が取り扱う特定個人情報の不服申立て 【行政不服審査法、条例第3章第4節各条】

開示決定等、訂正決定等若しくは利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請
求に係る不作為について不服があるときは、実施機関に対して審査請求ができます。開示決定等
を行った実施機関とは異なる部署が審査庁となり、第三者で構成する奈良市個人情報保護審議会
に諮問し、その答申を尊重し、裁決を行うこととなります。

(7) 奈良市個人情報保護審議会 【条例第44条】

実施機関が取り扱う特定個人情報の審査請求があった場合に、審査庁の諮問に応じて調査審議
を行うほか、その他特定個人情報の保護に関する重要事項について、調査審議し、及び建議する
ため、奈良市個人情報保護審議会を設置しています。

(8) 出資法人の特定個人情報の保護 【条例第47条】

市が出資する法人等についても、特定個人情報の保護のために必要な措置を講ずるように努め
なければなりません。

出資法人の特定個人情報の取扱いに関し、実施機関は出資法人に対し、指導に努めるようにし
ます。

3 特定個人情報保護制度の運用状況

平成30年度の特定個人情報の開示請求、訂正請求及び利用停止請求はありませんでした。

奈良市の情報公開・個人情報保護・特定個人情報保護

平成30年度運用状況報告書

令和元年6月 発行

奈良市総務部総務課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-1377 (ダイヤルイン)

FAX 0742-35-4856